

# 処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要：運転免許取得者教育の認定の取消し
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者教育の認定） 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）
処 分 基 準： 都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに該当しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は、別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：